

関係法令付

酒税法及び酒類行政 関係法令通達集

(平成30年6月27日改正)

課酒 1-36
課鑑 16
官会 1-37
課資 3-4
徴管 1-16
平成11年 6月25日

最終改正：平成30年 6月27日

国 税 局 長 殿
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿
税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

国税庁長官

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）

酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）、災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）、再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）法令解釈通達を別冊のとおり定めたから、平成 11 年 7 月 1 日からこれによらるたい。

なお、この通達の具体的な適用に当たっては、通達文章の部分的な字句について形式的な解釈を行うことのないよう留意し、法令の規定の趣旨・制度の背景だけでなく、判例・条理・社会通念を考慮して、適切な事務処理を行うこととされたい。

（理由） 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 20 条《財務省の編成方針》第 5 号の規定に沿って、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の整備を行う必要があるため。

総目次

第1編 総則	1
第2編 酒税法関係	5
第3編 租税特別措置法関係	429
第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係	527
第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係	551
第6編 登録免許税法関係	579
第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係	587
第7編の2 構造改革特別区域法関係	605
第7編の3 総合特別区域法関係	621
第7編の4 国家戦略特別区域法関係	627
第8編 酒類行政法令関係	633
第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係	635
第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係	921
第3章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係	925
<付録1> 主な改正事項（平成20年7月以降分）	931
<付録2> 国税庁所定分析法（抄）	947
<付録3> 提出様式一覧	959

通 達 目 次

第 1 編 総則

用語の意義	3
-------	---

第 2 編 酒税法関係

第 2 条 酒類の定義及び種類

第 1 項関係

1 「アルコール分 1 度以上の飲料」の範囲	8
2 アルコール含有医薬品の取扱い	9
3 不純物含有アルコールの取扱い	9
4 「アルコール」の定義	10
5 法の適用を受けるアルコール分 90 度以上のアルコールの取扱い	10
6 「溶解してアルコール分 1 度以上の飲料とすることができる 粉末状のもの」の意義	11

第 3 条 その他の用語の定義

(共通事項)

1 米、麦等の酒類原料の取扱い	13
2 原料を加工した際分離されたもの等の取扱い	13
3 「果実」の定義	14
4 酒類原料穀類の重量の計算	14
5 酒類の原料物品等の定義	14
6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算	16
7 酒類の原料として取り扱わない物品	16
8 「アルコール分」等の度数の定義	18
9 アルコールの重量の計算	18

10 「連続式蒸留機」の定義	18
11 「こす」の意義	18
12 「発酵させた」の取扱い	18
13 「蒸留したもの」の範囲	18
14 「発泡性を有するもの」の取扱い	19
15 酒類の製成の時期	19
16 品目の判定	21
(清酒の定義)	
1 清酒の原料の種類	22
2 清酒の原料となる糖類	23
3 こうじ米の重量	23
4 清酒原料米の重量計算	23
5 清酒原料米の重量不足の場合の酒類の品目	23
6 糖類の重量計算	23
(合成清酒の定義)	
1 「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲	26
2 合成清酒に更に合成清酒の原料を加えたものの取扱い	27
3 合成清酒原料米の重量超過の場合の酒類の品目	27
4 アミノ酸度の意義等	27
5 酸度の意義等	27
(焼酎の定義)	
1 アルコール含有物を蒸留した酒類に水を加えたものの範囲	30,36
2 焼酎から除かれる酒類	30,37
3 砂糖等を加えた焼酎の取扱い	31,37
4 果実の取扱い	32,37
5 「しらかばの炭」の意義	32,37
6 「その他の物品」の意義	32,37
7 「分蜜をしない砂糖」等の意義	32,38
8 「留出時のアルコール分」の取扱い	33,38
9 「蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させた」の意義	33,38
10 単式蒸留焼酎の原料として砂糖を使用する場合の取扱い	33,38

11 アルコール含有物を蒸留したものの品目	33,38
(みりんの定義)	
1 たんぱく質物分解物の取扱い	41
2 ぶどう糖、水あめ又は米の重量計算の取扱い	41
3 原料ぶどう糖等の重量計算の取扱い	41
(ビールの定義)	
1 「ホップ」の取扱い	43
2 ビールの原料となる香味料	43
3 麦芽の重量計算	43
4 原料中政令で定める物品の重量計算	43
5 「残しビール」の意義等	44
(果実酒及び甘味果実酒の定義)	
1 果実酒及び甘味果実酒の原料となる果実	46,50
2 果実酒等に水を加える場合の取扱い	46,50
3 「既に加えたブランデー等」の取扱い	46,51
4 果実酒等にブランデー等を加えた場合の混和割合の取扱い	47,51
5 ブランデー等のアルコール分の総量が100分の90を超えるものの取扱い	47,51
6 果実酒等にブランデー等を加える時期	48,52
7 第13号ニに規定する酒類の範囲	48,52
8 第14号ハ又はニに規定する酒類の範囲	48,52
9 「加えた糖類の重量」の計算方法	48
10 「果実に含有される糖類の重量」の計算方法	48
11 オークの取扱い	49
(ウイスキーの定義)	
1 発芽させた穀類の取扱い	53
2 第15号ハに規定するウイスキーの範囲	53
3 留出時のアルコール分の取扱い	54
4 ウイスキーに使用する色素の取扱い	54
(ブランデーの定義)	
1 果実の取扱い	55
2 留出時のアルコール分の取扱い	55

法目次

酒税法

第1条（課税物件）	7
第2条（酒類の定義及び種類）	8
第3条（その他の用語の定義）	
第1号～第6号	12
第7号〈清酒〉	22
第8号〈合成清酒〉	25
第9号〈連続式蒸留焼酎〉	29
第10号〈単式蒸留焼酎〉	35
第11号〈みりん〉	40
第12号〈ビール〉	42
第13号〈果実酒〉	45
第14号〈甘味果実酒〉	50
第15号〈ウイスキー〉	53
第16号〈ブランデー〉	55
第17号〈原料用アルコール〉	57
第18号〈発泡酒〉	58
第19号〈その他の醸造酒〉	60
第20号〈スピリッツ〉	61
第21号〈リキュール〉	62
第22号〈粉末酒〉	65
第23号〈雑酒〉	66
第24号〈酒母〉	67
第25号〈もろみ〉	69
第26号〈こうじ〉	70
第27号〈保税地域〉	71
第6条（納税義務者）	76
第6条の2（保税地域に該当する製造場）	77
第6条の3（移出又は引取り等とみなす場合）	

第1項	78
第2項～第5項	81
第6条の4（収去酒類等の非課税）	83
第7条（酒類の製造免許）	
第1項	84
第2項	92
第3項	94
第4項～第6項	96
第8条（酒母等の製造免許）	100
第9条（酒類の販売業免許）	
第1項	103
第2項、第3項	125
第10条（製造免許等の要件）	
第1号～第8号	128
第9号	133
第10号	135
第11号	143
第12号	151
第11条（製造免許等の条件）	
第1項	152
第2項	159
第12条（酒類の製造免許の取消し）	160
第13条（酒母等の製造免許の取消し）	160
第14条（酒類の販売業免許の取消し）	163
第16条（製造場又は販売場の移転の許可）	166
第17条（製造又は販売業の廃止）	169
第18条（販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転の申告義務）	171
第19条（製造業又は販売業の相続）	172
第20条（必要な行為の継続等）	176
第21条（製造免許等の通知）	179
第22条（課税標準）	180
第23条（税率）	

第1編 総則

【法令解釈通達】

<改正通達> 平成 25.9.13 課酒 1-41、平成 26.4.8 課酒 1-11

用語の意義

この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。

なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。

用語	意義
法	酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）をいう。
令	酒税法施行令（昭和 37 年政令第 97 号）をいう。
規則	酒税法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 26 号）をいう。
措置法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。
措置令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）をいう。
措置規則	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）をいう。
組合法	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）をいう。
組合令	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 28 号）をいう。
組合規則	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和 28 年大蔵省令第 11 号）をいう。
通則法	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）をいう。
通則令	国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）をいう。
沖特法	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）をいう。
沖特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）をいう。
沖特規則	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和 47 年大蔵省令第 42 号）をいう。
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）をいう。
輸徴令	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号）をいう。
登免法	登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）をいう。
登免令	登録免許税法施行令（昭和 42 年政令第 146 号）をいう。
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）をいう。

災免令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）をいう。
構造特区法	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）をいう。
構造特区規則	財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成20年財務省令第36号）をいう。
総合特区法	総合特別区域法（平成23年法律第81号）をいう。
徴収法	国税徴収法（昭和34年法律第147号）をいう。
国家戦略特区法	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）をいう。
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
発酵	アルコール発酵をいう。
酒類等	酒類又は酒母若しくはもろみをいう。
酒母等	酒母又はもろみをいう。
製造者	酒類の製造免許を受けている者をいう。
酒類販売業者	酒類の販売業免許を受けている者をいう。
製造場	酒類の製造免許を受けている場所をいう。
販売場	酒類販売業者が継続して販売業をする場所であつて、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。
組合	酒造組合又は酒販組合をいう。
連合会	酒造組合連合会又は酒販組合連合会をいう。
中央会	酒造組合中央会又は酒販組合中央会をいう。
組合等	組合、連合会及び中央会をいう。
合体組合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の品目を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。
所轄官庁	財務大臣（組合規則第20条の規定により財務大臣の権限を委任された事項に関するものについては、その委任を受けた者）をいう。
国税局	国税局及び沖縄国税事務所をいう。
国税局長	国税局長及び沖縄国税事務所長をいう。

第2編 酒税法関係

法第1条（課税物件）

（課税物件）

第1条 酒類には、この法律により、酒税を課する。

【法令解釈通達】

（該当条項なし。）

法第2条（酒類の定義及び種類）**（酒類の定義及び種類）**

第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類する。

令第1条（定義）—第1項**（定義）**

第1条 この政令において「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する酒類をいい、その種類及び品目は、同法の規定によるものとする。

規則第1条（定義）—第1項**（定義）**

第1条 この省令において「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する酒類をいい、その品目は、同法の規定によるものとする。

【法令解釈通達】**第2条 酒類の定義及び種類**

<本条関係改正通達> 平成29.3.31 課酒1-12

第1項関係**1 「アルコール分1度以上の飲料」の範囲**

「アルコール分1度以上の飲料」には、アルコール分1度以上のものでそのまま飲用に供し得るものほか、水その他の物品を混和してそのアルコール分を薄めて飲料とすることができるもの（飲用に供し得る程度まで水その他の物品を混和したときのアルコール分が1度未満となるものを除く。）又は水その他の物品と併せて飲用に供することができるものを含むものとする。た

だし、アルコール事業法（平成12年法律第36号。以下同じ。）第2条《定義》第4項に規定する特定アルコールを精製し又はアルコール分を90度未満に薄めたもので、明らかに飲料以外の用途に供されると認められるもの（当該物品を飲用に供することとしたものを除く。）については飲料に該当しないことに取り扱う。

2 アルコール含有医薬品の取扱い

アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬事法」という。）の規定によって厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。

- (1) 日本標準商品分類（総務庁編。平成2年6月改定のもの。以下同じ。）の「医薬品及び関連製品」に分類の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む）、ビタミン剤、滋養強壯薬その他の代謝性医薬品」に該当しないもの
- (2) (1)の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む）、ビタミン剤、滋養強壯薬その他の代謝性医薬品」のうち、次の状態で市販することを目的として製造するもの。ただし、2種類以上の容量の容器（通常市販品に使用される容器をいう。）に収容した同一の成分規格及び品名のアルコール含有医薬品を製造場から移出する場合又は保税地域から引き取る場合で、その一部はイ又はロに該当するものであるが、他の一部にイ及びロに該当しないものがあるときは、当該アルコール含有医薬品の全部がイ及びロに該当しないものとする。

イ 1容器の容量が20ミリリットル以下のもの

ロ 1容器の容量が20ミリリットルを超え100ミリリットル以下のもので、かつ、アルコール分が3度以下のもの

- (3) (1)の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む）、ビタミン剤、滋養強壯薬その他の代謝性医薬品」のうち、その使用目的が医療のためだけに限定されており、用法用量を誤ると有害な副作用を伴うもの又は客観的に嗜好飲料として飲用されるおそれがないもので国税庁長官が酒類として取り扱うことが適当でないことを認めたもの

3 不純物含有アルコールの取扱い

蒸留機によってアルコール含有物を蒸留する際に分離された不純物含有アルコールは、アルコール分1度以上であっても飲用できないものは酒類に該当しないものとして取り扱う。

(注) 1 「不純物含有アルコール」とは、アルコール含有物を蒸留する際に分離されるエチルアルコールの沸点より低い沸点のアルデヒド、メチルアルコール及びダイアセチル並びにエチルアルコールの沸点より高い沸点のフーゼル油等の不純物を多量に含んでいるアルコールをいう。

2 合成アルコールは、不純物含有アルコールには該当しないが、酒類には使用しないこととする。

4 「アルコール」の定義

「アルコール」とは、法の適用を受けるものとアルコール事業法の適用を受けるもの（以下「工業用アルコール」という。）とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、法第3条第9号イからニまでに該当しないものであって、次に掲げるものをいう。

- (1) アルコール分が45度を超えるもの
- (2) スピリッツのうち、その蒸留方法が連続式蒸留機によるものでアルコール分が36度以上45度以下のもの（法第3条《その他の用語の定義》第15号及び第16号並びに法第8条《酒母等の製造免許》の規定には適用しない。）

5 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い

法第2条第1項括弧書の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。

- (1) 製造者がその製造場において酒類の原料用として製造したアルコール分90度以上のアルコール（この5において「酒類原料用アルコール」という。）で、当該製造場又は他の製造場で酒類原料用に使用されるものは、アルコール事業法第42条《適用除外》の規定により、法の適用を受けることになる。

(注) 「他の製造場」とは、本邦における他の製造場をいう。従って、酒類の原料として使用されることが明らかな場合であっても、外国の酒類製造場に移出されるアルコール分90度以上のアルコールについては、アルコール事業法の適用を受けることになる。

- (2) 酒類原料用アルコールが酒類原料以外の用途に使用されたときには、法の適用がなく、アルコール事業法の適用を受けることになる。

6 「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」の意義

「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」とは、アルコールを含有する粉末状のもので、飲用することができる程度まで水等（酒類を除く。）で溶解したときのアルコール分が1度以上となるものをいう。

(注) 製造者が「粉末状のもの」の容器、包装、説明書等で消費者に入手されるものに飲用するために必要な水等の量を明示している場合には、それに基づいて溶解した後のものについて、アルコール分が1度以上となるかどうかを判定してもよい。この場合、溶解した後のものについて、アルコール分が1度以上とならないものであっても、エキス分のアルコール分に対する比が7程度以下のものは、飲用できる程度まで水等で溶解したときのアルコール分が1度以上となることが多いことに留意する。

法第3条（その他の用語の定義）—第1号～第6号

（その他の用語の定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アルコール分 温度15度の時において原容量100分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

二 エキス分 温度15度の時において原容量100立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

三 発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

イ ビール

ロ 発泡酒

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が10度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）

【編注 [法3三]】平成32年10月1日以降、改正法適用（後掲72頁）

四 醸造酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 清酒

ロ 果実酒

ハ その他の醸造酒

五 蒸留酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 連続式蒸留焼酎

ロ 単式蒸留焼酎

ハ ウイスキー

ニ ブランデー

ホ 原料用アルコール

ヘ スピリッツ

六 混成酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 合成清酒

ロ みりん

ハ 甘味果実酒

ニ リキュール

ホ 粉末酒

ヘ 雑酒

令第1条（定義）—第2項

（定義）

第1条

2 この政令において「アルコール分」、「エキス分」、「酒母」、「もろみ」、「こうじ」又は「保税地域」とは、法第3条に規定するアルコール分、エキス分、酒母、もろみ、こうじ又は保税地域をいう。

規則第1条（定義）—第2項

（定義）

第1条

2 この省令において「アルコール分」、「エキス分」、「酒母」、「もろみ」、「こうじ」又は「保税地域」とは、法第3条に規定するアルコール分、エキス分、酒母、もろみ、こうじ又は保税地域をいう。

【法令解釈通達】

<本条関係改正通達> 平成24.2.2 課酒1-2、平成28.8.16 課酒1-70、平成29.3.31 課酒1-12

第3条 その他の用語の定義

（共通事項）

1 米、麦等の酒類原料の取扱い

法、令及び規則に「米」、「麦」等の酒類の原料として規定しているものは、社会通念上当該物品として取り扱われているものであれば、その細別、名称、形状等の区分は問わない。

（注）例えば、「水あめ」には、粉末水あめ（水あめの成分から水が除かれて白色の粉末状のもの）を含み、「ぶどう糖」には、粉末、結晶又は液状のものを含む。

2 原料を加工した際分離されたもの等の取扱い

米ぬか、ふすま、果実の搾りかす等のように原料の加工の際に分離されたもの及び人造米等のようにでん粉、穀類等を加工したものであっても当該加工により当該物品に本質的な変化を来していないものは、加工前の物品の名称のものとして取り扱う。

（注）「本質的な変化」とは、分解、合成、酸化、還元等の化学的操作又は

抽出、蒸留等の精製操作により組成又は成分が明らかに変化することをいい、粉碎、成型、加熱、冷却等の単なる物理的操作により成分がほとんど変化しないときはこれに当たらない。例えば、米粉とでん粉を用いて製造した人造米は、米粉及びでん粉として取扱い、その重量の計算は、人造米の数量を、当該人造米に含まれている米粉とでん粉の重量比によりあん分する。

3 「果実」の定義

法、令及び規則に規定する「果実」とは、日本標準商品分類の分類番号69-8に属する果実（分類番号69-7412のうめ、同69-7413のゆず類及び同69-78の果実的野菜を含み、同69-85の殻果類を除く。）をいう。

（注）「殻果類」とは、例えば、くり、くるみ、アーモンドのように子房壁が硬化して堅い殻を作り、種子を食用とするものをいう。

4 酒類原料穀類の重量の計算

法、令及び規則に「米」、「麦」等酒類の原料として規定している穀類の重量の計算は、選粒又は精白等をするものについては、その後の重量による。

5 酒類の原料物品等の定義

法、令及び規則に規定する「ぶどう糖」、「水あめ」、「有機酸」、「有機酸の塩類」、「アミノ酸」、「アミノ酸の塩類」、「糖類」、「でん粉質物」、「でん粉質物分解物」、「たんぱく質物」、「たんぱく質物分解物」、「無機酸」、「無機塩類」、「色素」、「粘ちよう剤」、「核酸分解物」、「核酸分解物の塩類」、「アルコール含有物」、「含糖質物」、「香味料」、「転化糖」又は「果糖」とは、それぞれ次に定めるところによる。

なお、これらの物品が化学的合成品である場合には、その使用に当たって食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下同じ）の適用を受けることに留意する。

(1) 「ぶどう糖」とは、例えば、結晶ぶどう糖、精製ぶどう糖のようにでん粉質物を高度に加水分解し、かつ、十分に精製したものをいう。

なお、ぶどう糖とデキストリン等が共存するものについては、固形分中の純粋なぶどう糖の含有率が100分の50を超える場合はぶどう糖として取り扱う。

(2) 「水あめ」とは、加水分解の程度が低いでん粉質物分解物のうち精製程度が高く、不純物の含有量が少ないものをいう。

(3) 「有機酸」とは、例えば、乳酸、こはく酸、酒石酸、くえん酸をいう。

(4) 「有機酸の塩類」とは、例えば、こはく酸ナトリウムのように有機酸がナトリウム、カリウム等と結合したものをいう。

(5) 「アミノ酸」とは、例えば、グルタミン酸、グリシン、L-イソロイシン又はそれらのものの混合物をいう。

(6) 「アミノ酸の塩類」とは、アミノ酸がナトリウム等と結合したものをいう。

（注）アミノ酸の一つであるグルタミン酸は、ナトリウムと結合したグルタミン酸ナトリウムの形で純粋な結晶として市販されている。

(7) 「糖類」とは、例えば、ぶどう糖、果糖、しょ糖、麦芽糖のように比較的分子量で水に溶解一般に甘味を有する炭水化物又はこれらのものの混合物をいう。

（注）「比較的分子量」とは三糖類以下のものをいう。

(8) 「でん粉質物」とは、例えば、でん粉、穀類、芋類のようにでん粉質を主成分とするもので、そのでん粉質が主として利用されるものをいう。

(9) 「でん粉質物分解物」とは、でん粉質物を加水分解したものをいう。ただし、糖類に該当するものを除く。

(10) 「たんぱく質物」とは、例えば、大豆のようにたんぱく質を主成分とするもので、そのたんぱく質が主として利用されるものをいう。

(11) 「たんぱく質物分解物」とは、たんぱく質物を加水分解したものをいう。ただし、糖類に該当するものを除く。

(12) 「無機酸」とは、例えば、りん酸をいう。

(13) 「無機塩類」とは、例えば、炭酸カルシウム、食塩、酸性りん酸カリウム、硫酸アンモニウムのように無機酸がカルシウム、ナトリウム、カリウム等と結合したものをいう。

(14) 「色素」とは、酒類に色を付けるための物品をいう。なお、天然のものか合成のものかは問わない。

(15) 「粘ちよう剤」とは、例えば、グリセリン、ソルビットのように酒類の粘ちよう性を増加する目的に使用されるものをいう。

(16) 「核酸分解物」とは、例えば、イノシン酸、グアニル酸又はこれらのものの混合物をいう。

(17) 「核酸分解物の塩類」とは、例えば、イノシン酸ナトリウムのように核酸分解物とナトリウム等の結合したものをいう。

(18) 「アルコール含有物」とは、エチルアルコールを含有するものをいう。なお、その物が飲用に供することができるものであるかを問わず、液状であるか固形状であるかを問わない。

(19) 「含糖質物」とは、例えば、砂糖、糖蜜、蜂蜜のように糖分その他の成分を含む物品で、その含有糖分が主として利用されるものをいう。

(20) 「香味料」とは、酒類に香り又は味を付ける目的に使用される物品（酒類を含み、その物品を使用することにより製造しようとする酒類の品目を異にするおそれがあるものを除く。）をいう。

なお、これらの物品が酒類である場合は、当該酒類のアルコール分の総量が、製造される酒類のアルコール分の総量の100分の5を超えない範囲の数量である場合に限り、香味料として取り扱う。ただし、酒類の原料として香味料及び酒類が規定されている場合には、当該酒類（香味料の原料として使用される原料用アルコール以外の酒類を含む。）は、香味料としては取り扱わない。

(21) 「転化糖」とは、砂糖を分解して得られるぶどう糖と果糖の混合物をいう。

(注) 糖類の分析結果は、通常転化糖総量を基準として表示される。砂糖又はぶどう糖のグラム数から転化糖のグラム数への換算は、次による。

1 砂糖1は、転化糖として1.05

2 ぶどう糖1は、転化糖として1.00

(22) 「果糖」とは、果糖及び果糖とぶどう糖の混合物で高度に精製されたもので固形分中の果糖の重量が100分の50を超えるものをいう。

6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算

アルコール、焼酎（法第3条第9号《その他の用語の定義》に規定する連続式蒸留焼酎及び同条第10号に規定する単式蒸留焼酎をいう。以下、第2編において同じ。）、砂糖、ぶどう糖、水あめ、乳酸、こはく酸、グルタミン酸ソーダ、でん粉等を溶解し、又は薄めて酒類の原料とする場合に使用する水は、仕込水として使用したものとして取り扱うものとし、当該原料の重量の計算は、その溶解し、又は薄める前の重量（数回にわたって薄める場合は、初回の際に薄める前の重量）による。

7 酒類の原料として取り扱わない物品

次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。

なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。

- (1) 健全な酒母の育成を図るための手段として、酒母に加える培養酵母又は酵母に付随している必要最少量の培養液
- (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品
 - イ 酸類（乳酸(乳酸菌を含む。)、りん酸、りんご酸、無水亜硫酸、酒石酸)
 - ロ 塩類（食塩、酸性りん酸カリウム、酸性りん酸カルシウム、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、硫酸カルシウム、メタ重亜硫酸カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、硝酸カリウム、硫酸アンモニウム)
 - ハ 除酸剤（炭酸カルシウム、アンモニア)
 - ニ ビタミン類（チアミン塩酸塩)
 - ホ 酵母発酵助成剤（不活性酵母、酵母エキス、酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、硫酸亜鉛、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、ビオチン又はこれらで組成されるもの)
 - ヘ 酸素、炭酸ガス（二酸化炭素)
- (3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程中に加える次の酵素剤
 - イ 清酒、合成清酒及びみりんの製造の際に米こうじと併用する原料（清酒については米、合成清酒については令第3条第1条第1号《合成清酒の原料等》に掲げる物品、みりんについては米及びとうもろこしに限る。）の重量の1,000分の1以下に相当する酵素剤
 - ロ ビール製造の際に麦芽と併用する必要最少量の酵素剤
 - ハ 法第3条第15号イ及びロに規定するウイスキーの製造の際に麦芽と併用する必要最少量の酵素剤
 - ニ 果実に含まれるペクチン質の分解を促進するために加えるペクチン分解酵素剤
 - ホ リンゴ果汁に含まれるでん粉質及び繊維質の分解を促進するために加える必要最小量の α -アミラーゼ及びセルラーゼ
- (4) 変調を来したもろみ等の救済のために使用する規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第8項に掲げる物品

- (5) 蒸留の操作を容易するために使用するもみがら
- (6) 蒸し米の粘結化を防ぎ、酒造操作を容易にする目的で原料米処理工程中に使用するグリセリン脂肪酸エステル
- (7) 蒸留の用に供するもろみ等に泡を消す目的で発酵中又は蒸留直前に特に必要な場合に限って添加するシリコーン樹脂

8 「アルコール分」等の度数の定義

法、令及び規則に規定する「アルコール分1度」又は「エキス分1度」とは、法第3条《その他の用語の定義》第1号に規定する「アルコール分」が「1容量」であること又は同条第2号に規定する「エキス分」が「1グラム」であることをいう。

9 アルコールの重量の計算

アルコールを酒類の原料とする場合における当該アルコールの重量の計算は次による。

- イ 当該アルコールの数量（ ℓ ）×当該アルコールのアルコール分（度）÷100 = 純アルコール数量（ ℓ ）
- ロ 純アルコール数量（ ℓ ）÷0.95 = アルコール分95度換算数量（ ℓ ）
- ハ アルコール分95度換算数量（ ℓ ）×95度アルコール1 ℓ 当たりの重量（0.8157kg） = 原料用アルコールの重量（kg）

10 「連続式蒸留機」の定義

法、令及び規則に規定する「連続式蒸留機」とは、その蒸留機にアルコール含有物を連続して供給しつつアルコールを連続して蒸留することができる蒸留機で、かつ、その蒸留の過程においてフーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取除くことができる蒸留機をいう。

なお、これらの不純物を蒸留機外に取出す装置を有すると有しないとを問わない。

11 「こす」の意義

酒類の製造方法の一つである「こす」とは、その方法のいかんを問わず酒類のもろみを液状部分とかす部分とに分離する全ての行為をいう。

12 「発酵させた」の取扱い

発酵させたものには、発酵させた後こしたもの又はすりつぶしたものを含むことに取り扱う。

13 「蒸留したもの」の範囲

酒類の製造方法の一つである「蒸留したもの」には、蒸留した酒類を更に繰返して蒸留したもの及びもろみの発酵中に蒸発する気体を冷却して液化したもの（当該もろみに還元する場合を除く。）を含むことに取り扱う。

14 「発泡性を有するもの」の取扱い

法第3条第3号ハ及び同条第18号に規定する「発泡性を有するもの」とは、温度せつ氏20度の時におけるガス圧が49kpa（キロパスカル）以上の炭酸ガスを含有する酒類をいう。

なお、法定計量単位としてはN/m²（ニュートン毎平方メートル）、bar（バール）及びatm（アトム）も認められていることから、当該単位を使用した場合及び従来使用していた法定計量kgf/cm²（重量キログラム毎平方センチメートル）との換算を行う場合については、次のとおりである。

（圧力の換算関係）

単位	kgf/cm ²	Pa (N/m ²)	bar	atm
圧力	1	9.80665 × 10 ⁴	9.80665 × 10 ⁻¹	9.67841 × 10 ⁻¹
	1.01972 × 10 ⁻⁵	1	1 × 10 ⁻⁵	9.86923 × 10 ⁻⁶
	1.01972	1 × 10 ⁵	1	9.86923 × 10 ⁻¹
	1.03323	1.01325 × 10 ⁵	1.01325	1

（注）ビール、シャンパン及びサイダーの温度せつ氏20度の時におけるガス圧は、おおむね次のとおりである。

ビール	196kPa (2.0kgf/cm ²)
シャンパン	490kPa (5.0kgf/cm ²)
サイダー	196kPa ~ 294kPa (2.0 ~ 3.0kgf/cm ²)

15 酒類の製の時期

酒類の製の時期とは、法第3条各号《その他の用語の定義》各号に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従って、次のとき又は酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加えたとき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じたときをいう。

品目	製の時期
清酒	こしたとき（かすこしたときを含む。）。
合成清酒	原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。
連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。

みりん	こしたとき（かすこしたときを含む。）又は原料品を混和したとき。
ビール	主発酵（ホップ又は政令で定める物品を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。
果実酒	1 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。 2 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類又は香料を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。
甘味果実酒	1 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。 2 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類、香料、色素又は薬剤を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。
ウイスキー及びブランデー	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。
原料用アルコール	蒸留が終わったとき。
発泡酒	1 主発酵が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。
その他の醸造酒	1 主発酵（穀類、糖類その他の物品を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。 2 こしたとき。 3 すりつぶしたとき。
スピリッツ	1 蒸留が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 3 主発酵が終わったとき又はこしたとき。
リキュール	1 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき。

粉末酒	粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。
雑酒	1 主発酵が終わったとき又はこしたとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を混和したとき又はろ過したとき。

16 品目の判定

- (1) 酒類の品目の判定は、原則として、15〈酒類の製成の時期〉に該当することとなったときに、法第3条第7号から第23号までの規定により判定する。
- (注) 製成後の酒類に水又は炭酸ガス（炭酸水を含む。）を混和したものは、法令で別に定める場合を除き混和前と同一の品目となる。
- (2) 製成後の酒類について、当該品目としての要件（アルコール分、エキス分等）を満たさなくなったときは、そのときに新たな酒類を製成したものと改めて品目の判定を行う。
- (3) 法に規定する製造工程に相当する新たな製造方法等が開発・実施された場合には、従来の製造工程が行われたものとして品目を判定する。

法第3条（その他の用語の定義）—第7号〈清酒〉**（その他の用語の定義）**

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七 清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が22度未満のものをいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の100分の50を超えないものに限る。）

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

令第2条（清酒の原料）**（清酒の原料）**

第2条 法第3条第7号ロに規定する清酒の原料として政令で定める物品は、アルコール（同条第9号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下のものを含む。以下同じ。）、焼酎（連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。以下同じ。）、ぶどう糖その他財務省令で定める糖類、有機酸、アミノ酸塩又は清酒とする。

規則第1条の2（清酒の原料となる糖類）**（清酒の原料となる糖類）**

第1条の2 酒税法施行令（昭和37年政令第97号。以下「令」という。）第2条に規定する財務省令で定める糖類は、ぶどう糖以外の糖類ででん粉質物を分解したものとする。

【法令解釈通達】

<本条関係改正通達> 平成29.3.31 課酒1-12

第3条 その他の用語の定義**（清酒の定義）****1 清酒の原料の種類**

法第3条第7号ロに規定する清酒の原料は、米、米こうじ及び水のほか、

清酒かす又は令第2条《清酒の原料》に掲げる物品のうち1種類以上のものとする。

2 清酒の原料となる糖類

規則第1条の2《清酒の原料となる糖類》に規定する「ぶどう糖以外の糖類ででん粉質物を分解したもの」とは、水あめのほか、例えば、米を原料として加水分解して精製した糖類をいう。

3 こうじ米の重量

法第3条第7号ロに規定するこうじ米の重量は、こうじの原料に使用した米の重量とする。また、酵素液（米こうじを水に浸し、こうじ中の酵素を水に浸出させたもの）を清酒の原料として使用した場合の米の重量には、当該酵素液の仕込みに使用した米こうじの原料米の重量は算入しないこととし、酵素液の残りがすを清酒の原料として使用した場合の米の重量には、当該酵素液の仕込みに使用した米こうじの原料米の重量は算入する。

4 清酒原料米の重量計算

令第2条に規定する物品の重量が米（こうじ米を含む。以下5までにおいて同じ。）の重量の100分の50を超えるかどうかは、その仕込みに使用した米、水、清酒かす及び原料として使用した清酒以外の原料の総重量が当該仕込みに使用した米の重量の100分の50を超えるかどうかにより判定する。

5 清酒原料米の重量不足の場合の酒類の品目

令第2条に規定する物品の重量が、米の重量の100分の50を超えて製造されたものは、清酒には該当しないことから、製造方法等を踏まえ、法第3条各号の規定により品目を判定する。

6 糖類の重量計算

- (1) 令第2条《清酒の原料》に規定する「ぶどう糖その他財務省令で定める糖類」の重量には、当該糖類に含有される水分の重量を含めないことに取り扱う。ただし、当該糖類に含有される水分の重量を測定することが困難な場合には、当該水分の重量を含めて計算することとして差し支えない。
- (2) 規則第1条の2《清酒の原料となる糖類》に規定する「ぶどう糖以外の糖類ででん粉質物を分解したもの」が液状の場合における糖類の重量の計算方法は、原則として、当該糖類の製造方法等を踏まえ、当該液体に含まれる糖類の重量を合理的に計算する。ただし、米（こうじ米を含む。）を原料として製造する場合で、当該液体の製造方法等による合理的な計算が

困難な場合には、次の計算方法によることとして差し支えない。

[計算方法]

米（こうじ米を含む。）の使用重量×0.65＝糖類の重量

法第3条（その他の用語の定義）—第8号〈合成清酒〉

（その他の用語の定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

八 合成清酒 アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下のものを含む。第15号ハ及び第16号ロ並びに第8条第3号を除き、以下同じ。）、焼酎（連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。第11号において同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分20度に換算した場合の当該酒類の重量の100分の5を超えないものに限る。）で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上であることその他政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

令第3条（合成清酒の原料等）

（合成清酒の原料等）

第3条 法第3条第8号に規定する合成清酒の原料として政令で定める物品は、水のほか、次に掲げるものとする。

一 米、麦若しくはとうもろこし又はこれらのこうじ
 二 ぶどう糖以外の糖類、でん粉質物分解物、たんぱく質物若しくはその分解物、アミノ酸若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機酸、無機塩類、色素、香料、粘ちよう剤、酒類のかす又は酒類（アルコール、焼酎及び清酒を除く。）

三 前2号に掲げる物品を除くほか、財務省令で定める物品

2 法第3条第8号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一 アルコール分が16度未満で、エキス分が5度以上であること。
 二 財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチ

メートル中に含有するアミノ酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が0.5立方センチメートル以上であること。

- 三 財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有する酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が1立方センチメートル以上であること。

規則第2条（合成清酒の原料等）

（合成清酒の原料等）

第2条 令第3条第2項第2号に規定する財務省令で定める物品は、ビタミン類、核酸分解物又はその塩類とする。

- 2 令第3条第2項第2号に規定する財務省令で定める方法は、温度5度から35度までの範囲内で、当該酒類10立方センチメートルを水素イオン指数が8.2となるまで中和したものに中性で200グラム毎リットルのホルムアルデヒド水溶液を5立方センチメートル加えたものを、力価が1で0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数が8.2となるまで滴定する方法とする。

- 3 令第3条第2項第3号に規定する財務省令で定める方法は、温度5度から35度までの範囲内で、当該酒類10立方センチメートルを100立方センチメートルの沸騰している水に加え1分間沸騰させた後温度5度から35度までの範囲内に冷却したものを、力価が1で0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数が7.2となるまで滴定する方法とする。

【法令解釈通達】

<本条関係改正通達> 平成29.3.31 課酒1-12

第3条 その他の用語の定義

（合成清酒の定義）

1 「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲

法第3条第8号《その他の用語の定義》に規定する「米を原料の全部又は一部として製造した物品」には、酒類（米を原料として発酵させて蒸留したものを除く。）及び米を原料として製造したでん粉質物分解物、たんぱく質物等を含み、アルコール含有物であるかどうかは問わない。ただし、米を原料として製造した酒類のかすは含まないことに取り扱う。

2 合成清酒に更に合成清酒の原料を加えたものの取扱い

合成清酒に更に法第3条第8号に規定する物品を加えたものについても、合成清酒に該当することに取り扱う（加えた後の酒類が合成清酒の定義に合致しなくなるものを除く。）。

3 合成清酒原料米の重量超過の場合の酒類の品目

合成清酒の原料として、米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品（以下この3において「米等」という。）を使用する場合において、当該酒類をアルコール分20度に換算したときに、米等の重量が当該酒類の重量の100分の5を超えるものは、合成清酒には該当しないことから、製造方法等を踏まえ、法第3条各号の規定により品目を判定する。

4 アミノ酸度の意義等

- (1) アミノ酸度とは、令第3条第2項第1号《合成清酒の原料等》に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。

- (2) (1)の数値の測定方法及び「0.5立方センチメートル以上であること」とは、具体的には次によるのであるから留意する。

[測定方法等]

室温（温度が摂氏5度から35度の範囲をいう。以下同じ。）において、検体10ミリリットルを50ミリリットルビーカーに取り、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液（水酸化ナトリウム4グラムを水に溶かして全量を1リットルとした水溶液をいう。なお、この溶液は、試験の度に力価を国税庁所定分析法を定める訓令（昭和36年国税庁訓令第1号）の別冊「国税庁所定分析法」（以下「国税庁所定分析法」という。）に従い標定するのであるから留意する。以下同じ。）により水素イオン指数8.2まで中和する。これに200グラム毎リットルでかつ中性のホルムアルデヒド水溶液5ミリリットルを加え、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数8.2まで滴定した結果が0.5ミリリットル以上であることをいう。

5 酸度の意義等

- (1) 酸度とは、令第3条第2項第3号《合成清酒の原料等》に規定する「財